

教職員の勤務時間制度

教 職 員 の 服 務

勤務時間

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

1週間当たり38時間45分

<勤務時間の設定例>

勤務時間	8:15	～	16:45
休憩時間	15:00	～	15:45

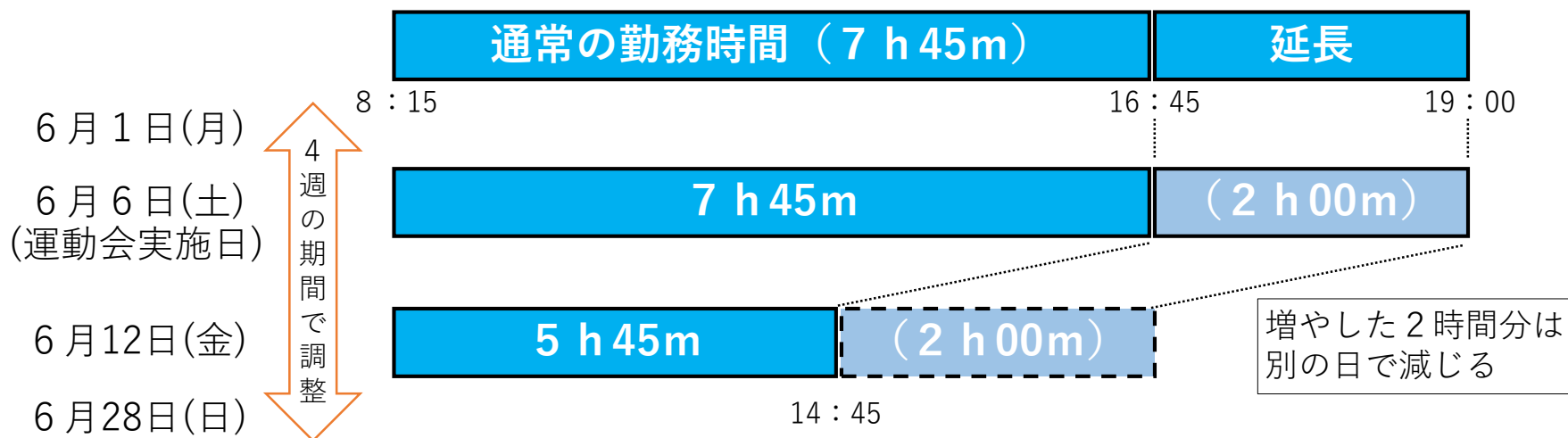
休憩時間

1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分
8時間を超える場合は少なくとも1時間
勤務時間の途中に置くこと

教 職 員 の 服 務

1 か月単位の変形労働時間制

修学旅行の引率など、1日の勤務時間を超えて、業務に従事する必要がある場合は、特定の4週間を区切り、その中で合計の勤務時間が155時間となるよう、勤務時間を弾力的に割り振ることができる



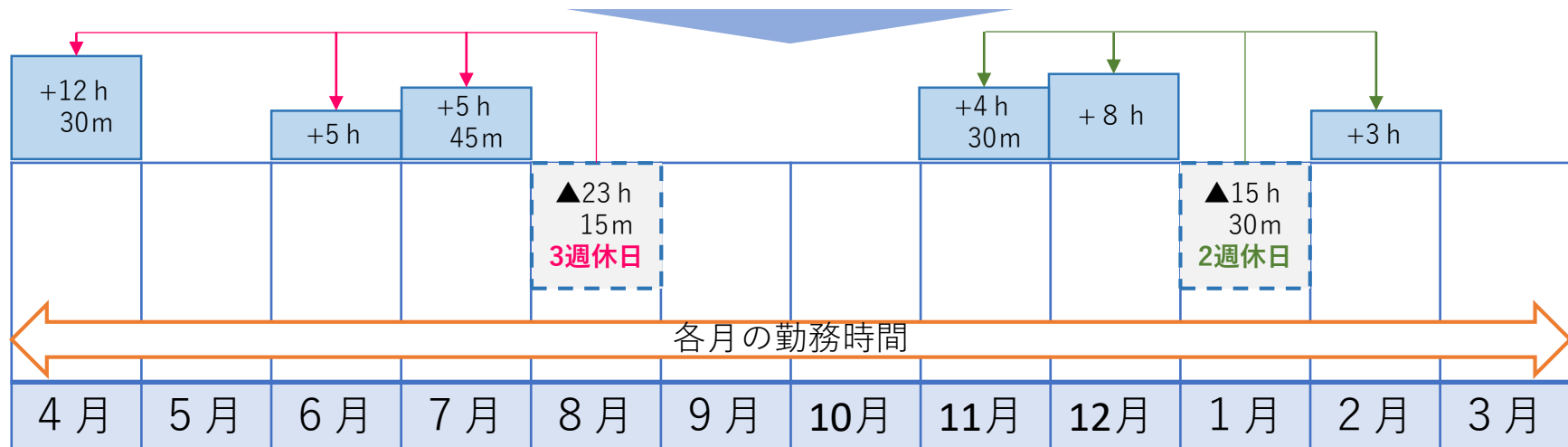
(修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領)

教職員 の 服 務

1年単位の変形労働時間制

1年間の中で一定条件の下、業務の繁閑に応じて勤務時間を配分し、長期休業期間中に休日のまとめ取りができる制度。

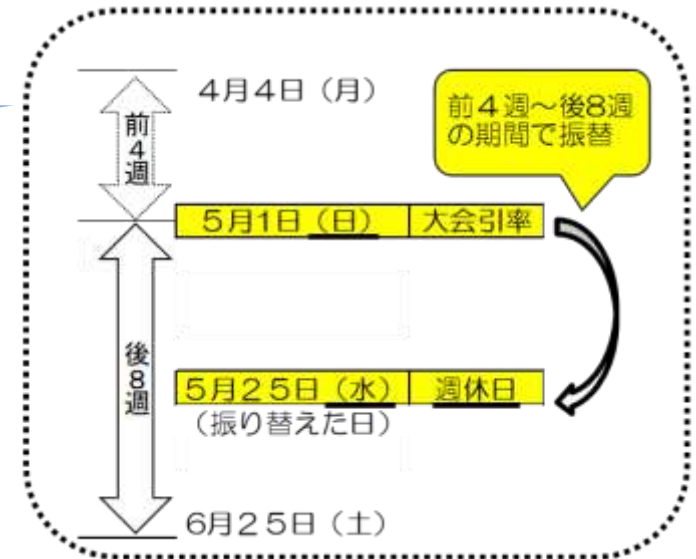
- ① 長期休業期間中に新たな週休日を連続して設ける。
 - ② 時間外在校等時間は月42時間以内、年320時間以内でなければならない。
 - ③ 労働時間は最長で1日9時間以内、1週間48時間以内とする。
- (長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるための道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領)



教 職 員 の 服 務

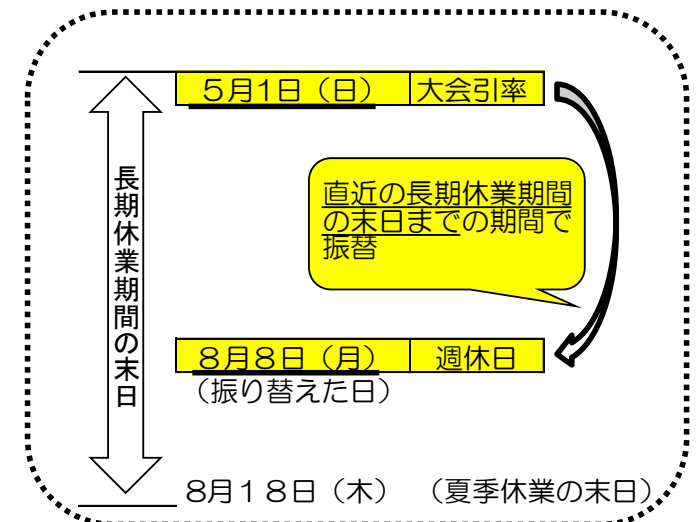
週休日の振替

振替の単位 ① 1日又は4時間、
② 特例の対象業務の場合、
①のほか3時間45分も可能



振替期間の特例

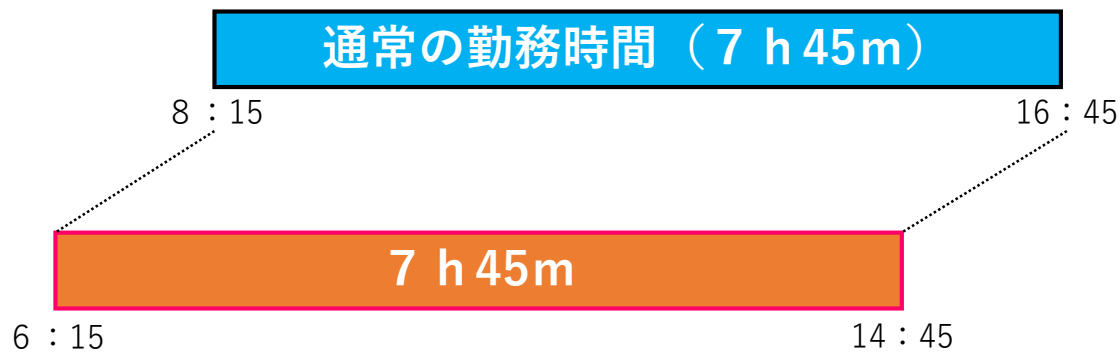
- ① 対外運動競技等における児童・生徒引率業務
- ② 児童・生徒引率業務 (①以外)
- ③ 学校行事 (学校祭、修学旅行等)に関する業務
- ④ 授業及びそれに付随する業務



教 職 員 の 服 務

勤務時間のスライド

週休日である土曜日や日曜日に学校行事を行う場合や勤務時間の開始前に登校指導を行う場合は、通常の勤務時間と異なる時間帯に勤務時間を変更させることができます（1日の勤務時間は7時間45分で変更しない）。



教 職 員 の 服 務

教員の時間外勤務

次の業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしています

- 生徒の実習に関する業務
- 学校行事に関する業務
- 職員会議に関する業務
- 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要業務

教職員サービスの

在校等時間

- **在校時間** 学校に出勤のため到着した時間から、帰宅のために学校を出るまでの時間

次のものを加え

- **校外活動時間** 職務として参加する各種研修や所定の勤務時間外の部活動引率、家庭訪問、校外での関係機関との打合せ等

次のものを除く

- **業務外時間** 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間
- **休憩時間** 労基法に定められた休憩時間（実際に休憩した時間）

所定の勤務時間を除く

- **時間外在校等時間**の上限 月45時間 年間360時間